

「神奈川県地域福祉支援計画」

[第4期]

[2018(平成30)年度～2020(平成32)年度]

誰も排除しない、誰も差別されない、
ともに生き、支え合う社会の実現
～誰もが安心して暮らせる地域社会づくり～

県では、2015(平成27)年3月に「神奈川県地域福祉支援計画」を策定し、市町村における地域福祉の推進を支援してまいりました。

このたび、福祉に関する個別計画と計画期間や見直し時期を合わせることで、計画間の整合性を図るとともに、これまでの「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域づくり、いわゆる地域共生社会づくりを実現するために、2016(平成28)年10月に県議会とともに定めた「ともに生きる社会かながわ憲章」の内容も踏まえ、「神奈川県地域福祉支援計画」[第4期](2018(平成30)年度～2020(平成32)年度)として計画を2018(平成30)年3月に改定しました。



計画は、県ホームページでご覧いただけるほか、県政情報センター、各地域県政情報コーナー及び各保健福祉事務所・各センターにてご覧いただけます。

県ホームページ

神奈川県地域福祉支援計画

検索



計画の位置付け

1 法的位置付け

社会福祉法第108条第1項に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的観点から、地域福祉推進のために市町村が策定する「地域福祉計画」の達成を支援するために策定する計画です。

2 他の個別計画との関係

「かながわ高齢者保健福祉計画」、「神奈川県障がい福祉計画」、「かながわ子どもみらいプラン」その他の個別計画の上位計画としての理念を明確にし、他の計画では対応し難い事項や、共通して取り組むべき事項を盛り込みます。

3 計画の基本目標

**誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現
～誰もが安心して暮らせる地域社会づくり～**

今後取り組むべき重点事項等への対応

1 地域福祉をめぐる課題

少子高齢化の進行に伴い、必要な介護サービスや支援が適切に受けられるよう、福祉介護人材の養成・確保が必要です。また、本県では、2016（平成28）年10月に策定した「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念も踏まえ、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が、お互いに尊重し合い、誰もがその人らしく暮らすことができる「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識を醸成するとともに、地域福祉の担い手の育成など「ひとづくり」を推進する必要があります。

高齢単身世帯の増加、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景に、複合的な課題を抱えたまま社会的に孤立し、制度の狭間にいる人々や、増加する外国籍県民に対して、地域全体で支え合い、地域福祉の担い手が互いに協働・連携する必要があります。

これまで、本県では、高齢者も障がい者も誰もが住みよい街づくりに取り組んできましたが、バリアフリーに関する県民ニーズ調査の結果から、今後もより一層バリアフリーの街づくりに向けて取り組む必要があります。また、南海トラフ地震など大規模災害発生の切迫性が指摘される中、高齢者等の要配慮者に対する地域の支援体制の整備等、地域防災力を強化した「地域（まち）づくり」を推進する必要があります。

生活保護受給者の増加や子どもの貧困等に対して、生活困窮者への自立支援、ひきこもりやニート等若者の就労支援、ひとり親の就労支援や相談支援への取り組みや、高齢者、障がい者や児童等が地域でいきいきと暮らすしくみづくりを進めるとともに、多様化、複雑化している福祉に関する生活上の課題に対して、住民や様々な主体が協働して、総合的に相談を受け解決する「しくみづくり」を推進する必要があります。

2 今後取り組むべき重点事項

地域福祉を取り巻く課題から、次の事項を重点的に取り組む必要があります。

- ① 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成
- ② 福祉介護人材の確保・定着対策の強化
- ③ 地域住民等の参加による地域共生社会の推進
- ④ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるバリアフリーの街づくりの推進
- ⑤ 災害時における福祉的支援の充実
- ⑥ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援
- ⑦ 法人後見や市民後見の充実による成年後見制度の利用促進
- ⑧ 生活困窮者等の自立支援

3 計画における施策展開

この計画では、「地域福祉をめぐる課題」や、「今後取り組むべき重点事項」を踏まえ、次のとおり施策を展開します。

重点事項の反映状況

1 ひとづくり

- ◆ 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成に取り組みます。 …重点事項①③
- ◆ 地域福祉の担い手の育成に取り組みます。 …重点事項①③
- ◆ 福祉介護人材の確保・定着対策の推進に取り組みます。 …重点事項②

2 地域（まち）づくり

- ◆ 地域における支え合いの推進に取り組みます。 …重点事項③
- ◆ バリアフリーの街づくりの推進に取り組みます。 …重点事項④
- ◆ 災害時における福祉的支援を充実します。 …重点事項⑤

3 しきみづくり

- ◆ 福祉に関する生活上の課題に対応します。 …重点事項⑥
- ◆ 高齢者、障がい者や児童等の尊厳を支え、守り、いきいきとした暮らしを支援する取組みを充実します。 …重点事項⑦
- ◆ 生活困窮者等の自立を支援します。 …重点事項⑧

計画における施策体系

大柱	中 柱	支 援 策 (小 柱)	
1 ひとづくり	(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成	支援策 1	互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育みます。
		支援策 2	互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた教育を推進します。
	(2) 地域福祉の担い手の育成	支援策 3	地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。
		支援策 4	地域福祉コーディネーターを育成し、地域への普及・定着を推進します。
		支援策 5	行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターをはじめとする地域福祉の推進を担う職員のスキルアップを図ります。
	(3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進	支援策 6	福祉介護人材を確保します。
		支援策 7	福祉介護人材のスキルアップを図ります。
		支援策 8	福祉介護人材の定着を促進します。
	2 地域（まち）づくり	(1) 地域における支え合いの推進	支援策 9
支援策 10			NPO等との協働・連携によるまちづくりを推進します。
支援策 11			外国籍県民の暮らしやすさを支援します。
(2) バリアフリーの街づくりの推進		支援策 12	バリアフリーの街づくりを推進します。
		支援策 13	情報アクセシビリティの向上を図ります。
(3) 災害時における福祉的支援の充実		支援策 14	災害時における福祉的支援の充実を図ります。
3 しくみづくり	(1) 福祉に関する生活上の課題への対応	支援策 15	市町村等における相談・課題解決体制のネットワークづくりや包括的支援体制の整備に対して支援します。
		支援策 16	課題等を抱える当事者活動を支援します。
		支援策 17	誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保に取り組みます。
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の尊厳を支え、守り、いきいきとした暮らしを支援する取組みの充実	支援策 18	高齢者、障がい者や児童等の尊厳を支え、守る取組みを行います。
		支援策 19	「人生100歳時代の設計図」や未病改善の取組みなど、誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援します。
	(3) 生活困窮者等の自立支援	支援策 20	生活困窮者等の自立を支援します。
		支援策 21	子どもの貧困対策を推進します。
		支援策 22	矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援します。